

都市計画区域マスタープラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化の加速など都市を取り巻く社会情勢の変化及び、都市計画法の趣旨に的確に対応しつつ、次期、都市計画区域マスタープランの策定に向けた考え方や今後の都市政策のあり方などについて、専門的な見地から幅広く検討を行うことを目的として、都市計画区域マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市計画区域マスタープランに関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査検討するための専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、知事が任命又は委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員の互選によって委員長をおくものとし、委員長の指名によって副委員長を1名おくことができる。

- 2 委員長は委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、最初に開催される会議は知事が招集する。

- 2 専門委員に支障があるときは、当該専門委員が委任する者が会議に出席することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- 一 香川県情報公開条例(平成12年条例54号)第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な検討が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 2 前項の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第8条 委員会事務局は、香川県土木部都市計画課が行う。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日にその効力を失う。

都市計画区域マスタープラン検討委員会 委員名簿

1. 委員

(敬称略:50音順)

委員の区分	氏名	職名	備考
学識経験を有する者	天野 裕子	香川県商工会議所女性会連合会副会長	
	大谷 誠一	香川経済同友会専務理事兼事務局長	
	紀伊 雅敦	香川大学創造工学部教授	
	近藤 弥	香川県農業会議事務局長	
	白木 渡	香川大学特任教授	
	常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長	
	村上 良枝	香川県建築士会理事	

2. 専門委員

香川県	大山 智	香川県政策部長	
	木村 士郎	香川県環境森林部長	
	浅野 浩司	香川県商工労働部長	
	国分 伸二	香川県農政水産部長	
	片山 秀樹	香川県土木部長	
市町	木村 重之	高松市都市整備局長	
	吉本 博之	丸亀市都市整備部長	
	浅野 秀幸	宇多津町地域整備課長	